

**第5期橋本市障がい福祉計画
第1期橋本市障がい児福祉計画**

2018年3月

橋本市

はじめに

橋本市では、「すべての人が、お互いを尊重し、いきいきと安心して暮らせるまち 橋本」を目指し、お互いの人権を尊重し、共に認め合い支えあいながら、障がいのある人が住みなれた地域社会の中で安心して生活できるよう支援すると共に、心のバリアフリーの推進にも積極的に取り組んでいます。

このたび策定しました『第5期橋本市障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画』では、2015年（平成27年）に策定した「第2次橋本市障がい者計画」の基本計画をもとに、障がい福祉サービスや障がい児支援の提供体制の確保に関する計画となっており、「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」を一体として策定し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、サービスの見込量および基盤整備等についての取り組みの方向を示しています。

本人の自己選択を尊重し、また全ての市民がお互いを尊重し、支え合い、自立して暮らせるまちを目指して、本計画に取り組んでまいりますので、市民のみなさまや関係各位のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました橋本市障害者施策推進協議会の委員の皆様をはじめ、関係団体やパブリックコメントの中で、貴重なご意見・ご提言をいただきました方々に、心から感謝申し上げます。



2018年3月

橋本市長 平木哲朗

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	4
第2章 橋本市の障がい者（児）の現状	5
1 障がい者（児）を取り巻く現状	5
2 サービスの利用状況	12
第3章 計画の目標	15
1 計画の基本理念と基本目標	15
2 国の基本指針	16
3 障がい福祉計画の成果目標	19
第4章 第5期障がい福祉計画におけるサービスの必要見込量と確保のための方策	22
1 障がい福祉サービス等	22
（1）訪問系サービス	22
（2）日中活動系サービス	25
（3）居住系サービス	30
（4）相談支援	31
2 地域生活支援事業	33
第5章 第1期障がい児福祉計画におけるサービスの必要見込量と確保のための方策	44
1 障がい児福祉サービス等	44
第6章 計画の推進体制	48
1 各種関係団体等との連携	48
2 計画の評価・点検	48
資料	49
1 橋本市障害者施策推進協議会条例	49
2 橋本市障害者施策推進協議会委員名簿	51



計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

近年、障がいの重度化と障がい者の高齢化が進む中で、福祉ニーズはますます複雑多様化しており、私たちを取り巻く社会生活において、すべての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

国は、2013年（平成25年）4月に障害者自立支援法を改正し、障がい者の定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」を施行しました。2016年（平成28年）5月には、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」が成立し、「生活」と「就労」の一層の充実や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ることとしています。

本市においても、障害者総合支援法に基づく『橋本市障がい福祉計画』を策定し、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等が身近な地域において提供されるよう、計画的に推進してきました。

『第4期橋本市障がい福祉計画』の計画期間が2017年度（平成29年度）をもって終了することから、今後の障がい福祉サービス等の提供体制を確保するため、新たに『第5期橋本市障がい福祉計画』を策定します。また、児童福祉法の改正により、障がい児通所支援等の提供体制を確保するため、市町村において障がい児福祉計画を策定するものと定められたことから、障がい福祉計画と一体的に『第1期橋本市障がい児福祉計画』を新たに策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 障がい者計画との関係

法で義務付けられている「障がい者計画」は、障がい福祉の基本計画であり、本市においては、「橋本市障がい者計画」が担っています。「障がい者計画」の実施計画が「障がい福祉計画」になります。

今回新たに策定する「障がい児福祉計画」については、児童福祉法の規定により、「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」（以下、「障がい福祉計画等」）を一体のものとして作成できるものです。障がい福祉は、ライフステージに応じて切れ目ない支援を行うことが望ましいことから、本市では、「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」を一体のものとして作成します。

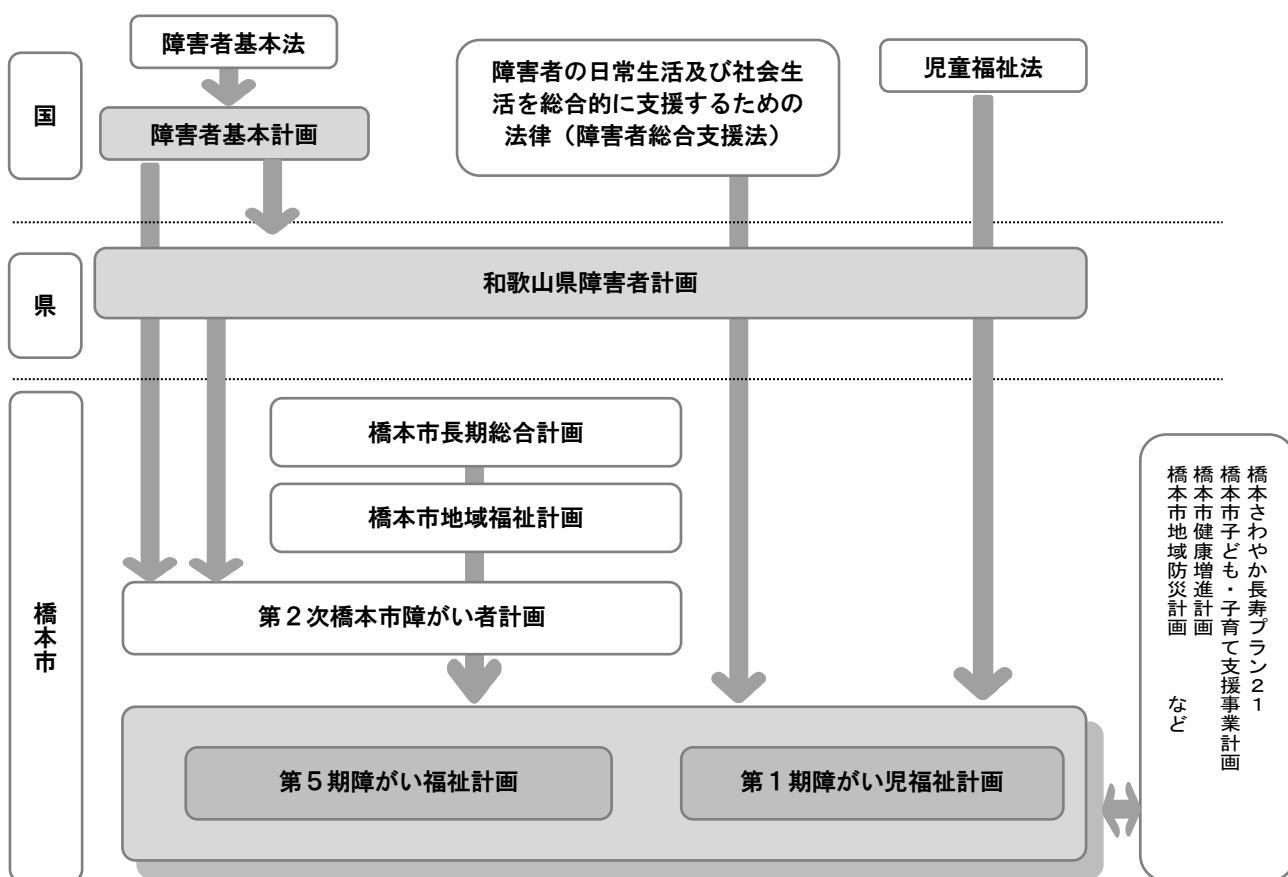
【表 橋本市の障がい福祉計画、障がい児福祉計画の要点比較】

	橋本市障がい福祉計画 (第5期)	橋本市障がい児福祉計画 (第1期)
根拠法令	障害者総合支援法	児童福祉法
位置付け	障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画	障がい児通所支援等の提供体制の確保に関する計画
計画期間	2018年度～2020年度	
計画の内容	○2020年度までの数値目標を設定 ・訪問系サービス ・日中活動系サービス ・居住系サービス ・相談支援 ・地域生活支援事業 ○サービス提供体制の確保のための関係機関との連携	○2020年度までの数値目標を設定 ・障がい児通所支援 ・障がい児相談支援 ○サービス提供体制の確保のための関係機関との連携

(2) 関連計画との整合性

本計画は、国及び和歌山県の計画との整合性を図りながら、本市の上位計画である「橋本市長期総合計画」や「橋本市地域福祉計画」、「橋本市子ども・子育て支援事業計画」、「橋本さわやか長寿プラン21」をはじめ、関連分野の計画との整合性を図ります。

【図 計画の位置づけと関連計画】



3 計画の期間

「第5期橋本市障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」は、2018年度から2020年度までの3年間を計画期間とします。

ただし、国の障がい者福祉政策の見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

【図 計画期間】





第2章

橋本市の障がい者（児）の現状

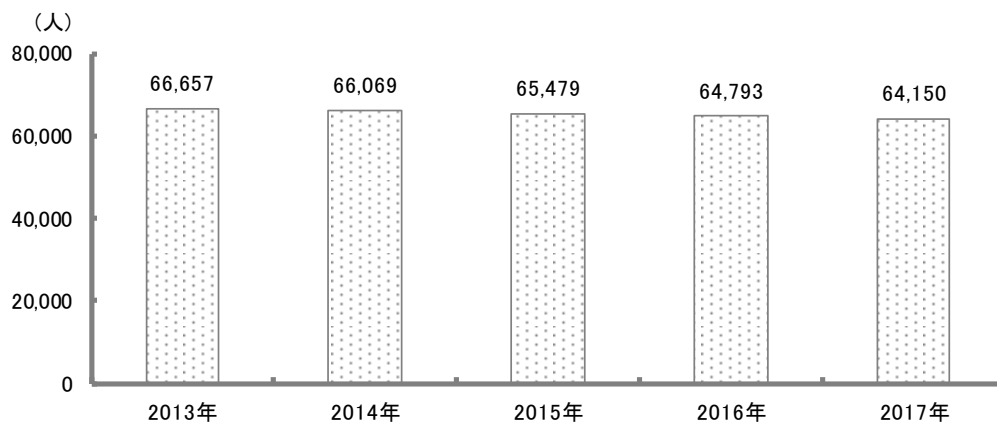
1 障がい者（児）を取り巻く現状

（1）人口・世帯の動向

① 総人口の推移

総人口の推移をみると、2013年（平成25年）から2017年（平成29年）にかけて約2,500人減少し、2017年（平成29年）では64,150人となっています。

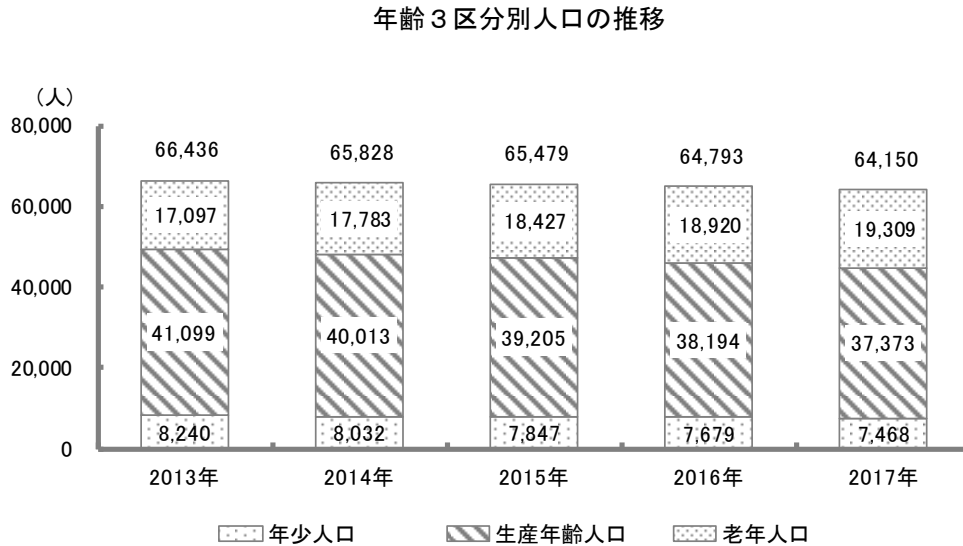
総人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

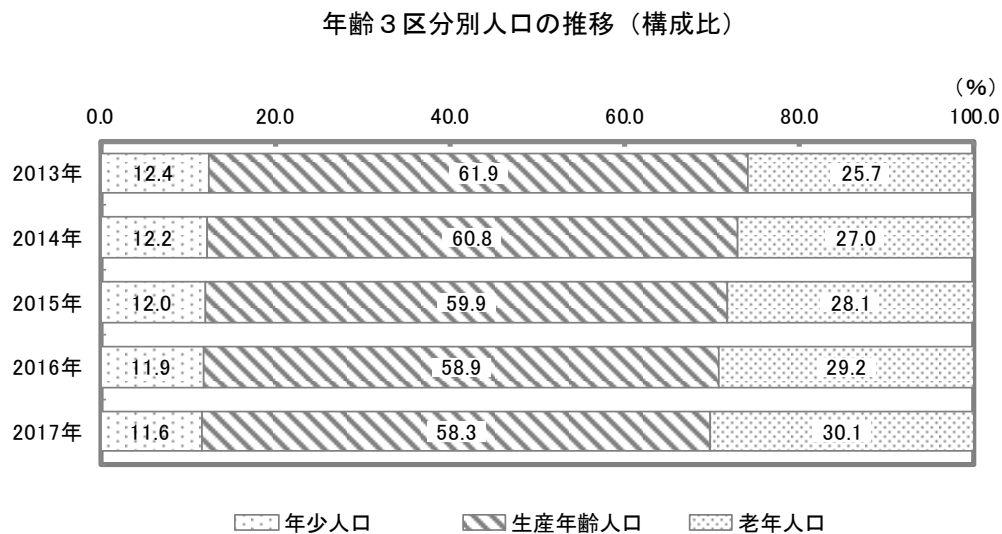
② 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、2013年（平成25年）から2017年（平成29年）にかけて年少人口、生産年齢人口は減少しているのに対し、老年人口は増加しています。



③ 年齢3区分別人口の推移（構成比）

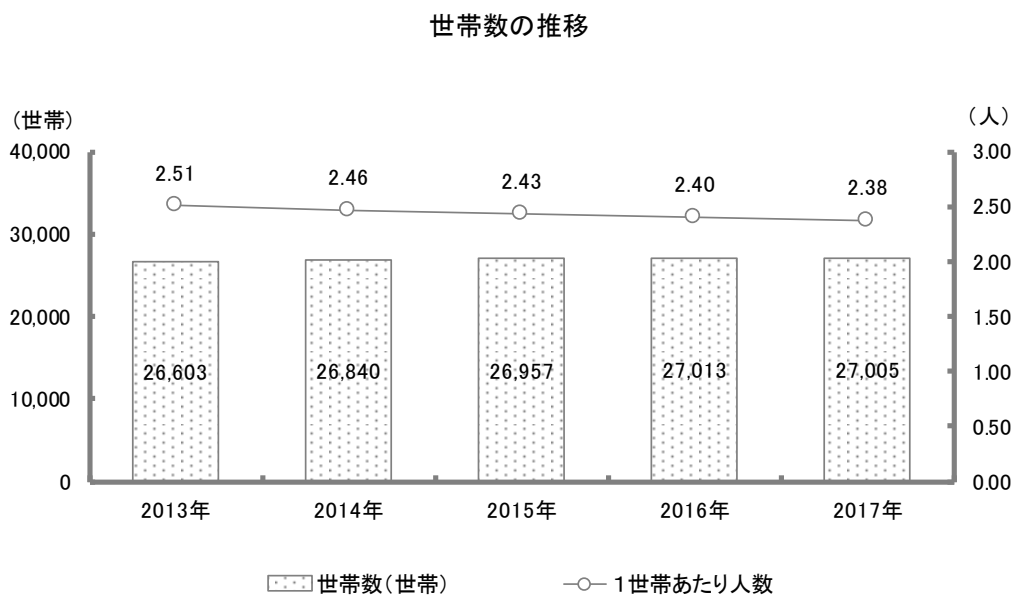
年齢3区分別人口の構成比の推移をみると、2013年（平成25年）から2017年（平成29年）にかけて年少人口は0.8ポイント減少、生産年齢人口は3.6ポイント減少しているのに対し、老年人口は4.4ポイント増加しています。



④ 世帯数の推移

世帯数の推移をみると、2013年（平成25年）から2017年（平成29年）にかけて約400世帯増加し、2017年（平成29年）で27,005世帯となっています。

一方、1世帯あたり人数をみると2013年（平成25年）から2017年（平成29年）にかけて0.13ポイント減少し、2017年（平成29年）で2.38人となっています。



橋本市の人口は、年々減少し続けており、今後もこの傾向は継続します。人口減少が進むなかで出生率の低さと相まって、子どもの人口がより少なくなる少子化社会に拍車がかかり、また一方で、高齢者は年々増加し、少子高齢化がますます加速すると思われます。

また、人口は減少しているものの、世帯数が増加しており、核家族化が進んでいます。

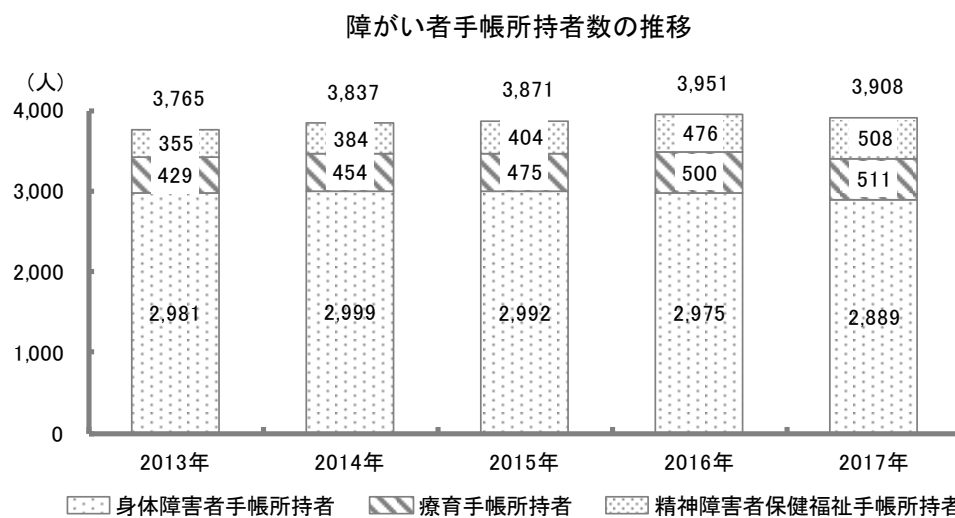
(2) 障がいのある人の状況

ア 障がい者手帳所持者数の推移

① 障がい者手帳所持者数の推移

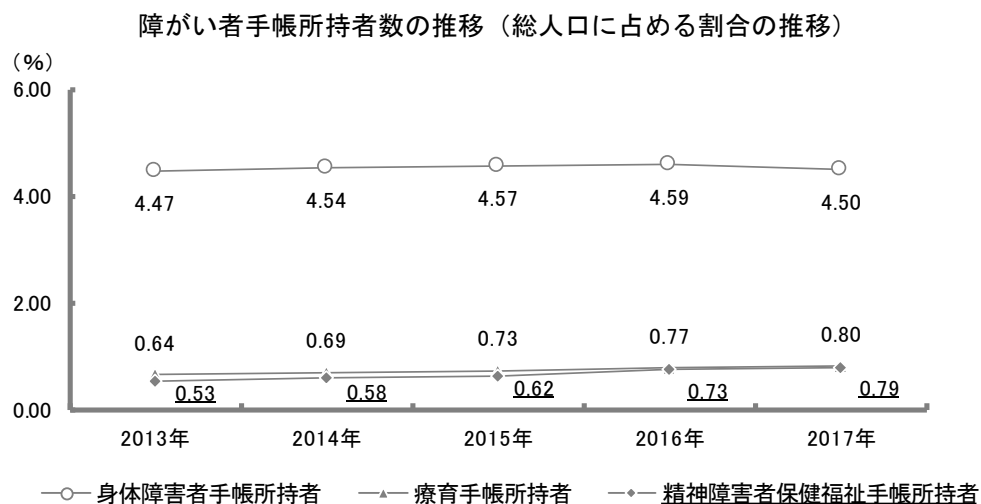
障がい者手帳所持者数の推移をみると、2013年（平成25年）から2017年（平成29年）にかけて約140人増加し、3,908人となっています。

障がい種別に手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数が減少しているのに対し、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加しています。



② 障がい者手帳所持者数の推移（総人口に占める割合の推移）

総人口に占める障がい者手帳所持者数の割合の推移をみると、身体障害者手帳所持者の割合は、増減を繰り返しながら横ばいで推移しているのに対し、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加しています。

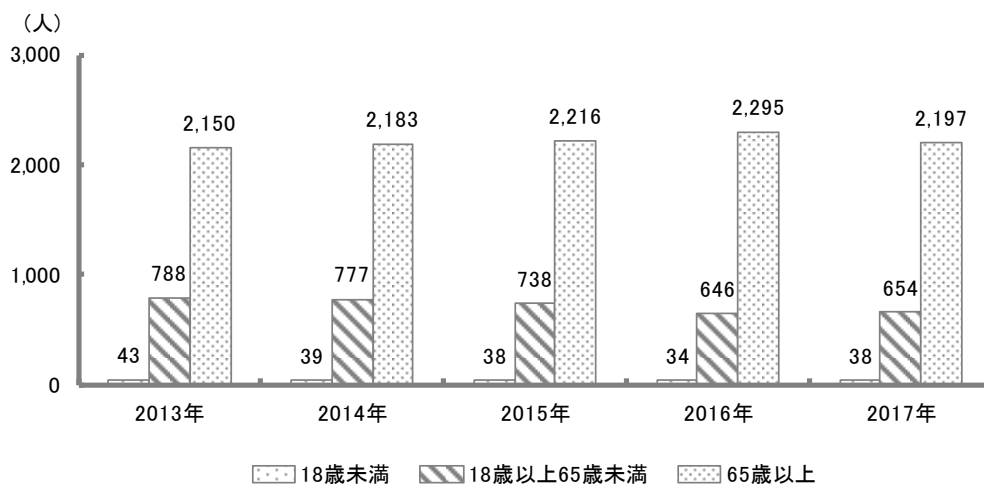


イ 身体障害者手帳所持者数

① 年齢別身体障害者手帳所持者数

年齢別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、18歳未満、18歳以上65歳未満が減少しているのに対し、65歳以上は増加傾向にあります。

年齢別身体障害者手帳所持者数の推移



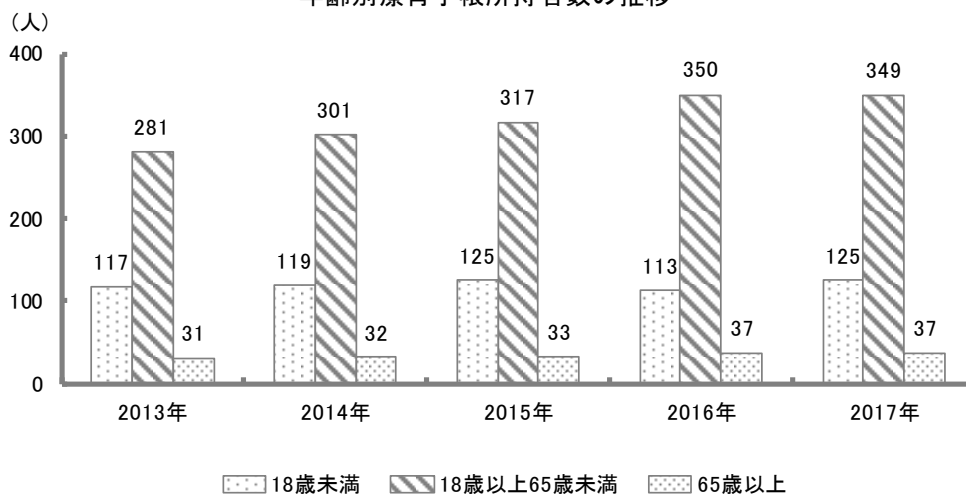
資料：庁内資料（各年3月31日現在）

ウ 療育手帳所持者数

① 年齢別療育手帳所持者数

年齢別療育手帳所持者数の推移をみると、各年代で手帳所持者が増加傾向にあることがうかがえます。

年齢別療育手帳所持者数の推移



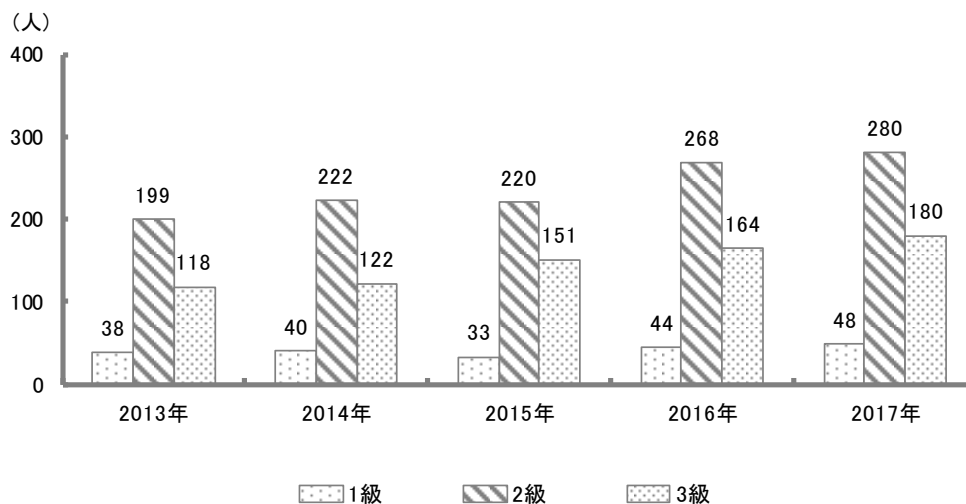
資料：庁内資料（各年3月31日現在）

エ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

① 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、各等級で手帳所持者が増加傾向にあり、特に3級で増加率が高くなっています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：庁内資料（各年3月31日現在）

橋本市の身体障害者手帳所持者数が減少しているのに対し、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加しています。市の総人口は減少しているため、障がい者手帳所持者の割合は、増加傾向にあります。

(3) 障がい者団体等ヒアリング調査の結果

障がい者団体等に対し、障がい者を取り巻く現状や課題等を把握するためヒアリングを行いました。

- 住まいに関する困りごとについて
 - ・グループホームや施設を希望されても、空きがなく入居できない状況がある。
- 福祉サービス（在宅サービス・施設サービスなど）の利用について
 - ・日中、福祉サービス事業所通所できるが、休日利用できる事業所がない。休日の支援が少ない。
 - ・移動支援が使いにくい。（要綱の見直しが必要）
 - ・ショートステイを利用したい時に使えない（空きがない）児童のショートがない。
 - ・必要に応じて、福祉サービスを活用される方が増えてきているのではないかと。ただ、現状の福祉サービスでは支援しきれないところもある。
- 相談支援（専門的な相談、計画相談支援、成年後見制度など）について
 - ・計画相談の事業所が少なく事業所が抱える件数が多すぎて個別支援が困難な状況である。
 - ・知識や技術を身に付けることやさらに向上させていくことが大事である。
- 住み慣れた地域で安心して生活するために重点的な取り組みについて
 - ・「障がいを持つ人」が特別だと思わず、その人にとっての生きづらさや困り感があれば個々のケースから全体のこととして考え取り組んでいけたらと思う。その中で「基幹相談支援センター」の設置・運営をしていくことが必要と思う。

障がい者を取り巻く現状や課題などについては、2015年（平成27年）に策定した「第2次橋本市障がい者福祉計画」の基本理念及び基本目標や国の「第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画」に関する基本指針等に基づき、本計画の第4章及び第5章において、今後の目標や方策等を計画し、各施策を推進するものとします。

2 サービスの利用状況

(1) 第4期橋本市障がい福祉サービスの実施状況

【障がい福祉サービスの実施状況】

	単位	2015年度			2016年度			
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	
訪問系サービス	居宅介護	人/月	104		103			
		時間分	2,216		2,298			
	重度訪問介護	人/月	1		2			
		時間分	38		58			
	同行援護	人/月	18		18			
		時間分	306		317			
	行動援護	人/月	1		1			
		時間分	3		3			
	重度障害者等包括支援	人/月	0		0			
		時間分	0		0			
	合計	人/月	120	124	103.3%	130	124	95.4%
		時間分	2,400	2,563	106.8%	2,600	2,676	102.9%
日中活動系サービス	生活介護	人/月	140	136	97.1%	150	140	93.3%
		人日分	2,660	2,580	97.0%	2,850	2,695	94.6%
	自立訓練(機能訓練)	人/月	1	0	0.0%	1	0	0.0%
		人日分	23	0	0.0%	23	0	0.0%
	自立訓練(生活訓練)	人/月	14	16	114.3%	15	13	86.7%
		人日分	196	198	101.0%	210	156	74.3%
	就労移行支援	人/月	17	19	111.8%	17	19	111.8%
		人日分	340	330	97.1%	340	338	99.4%
	就労継続支援(A型)	人/月	35	36	102.9%	43	37	86.0%
		人日分	1,680	714	42.5%	2,021	726	35.9%
	就労継続支援(B型)	人/月	131	137	104.6%	138	145	105.1%
		人日分	2,253	2,128	94.5%	2,442	2,228	91.2%
	療養介護	人/月	15	14	93.3%	16	11	68.8%
	短期入所	人/月	15	13	86.7%	16	12	75.0%
人日分		110	78	70.9%	117	78	66.7%	
共同生活援助(グループホーム)	人/月	44	40	90.9%	46	46	100.0%	
施設入所支援	人/月	59	63	106.8%	58	62	106.9%	
地域移行支援	人/月	1	1	100.0%	2	1	50.0%	
計画相談支援	人/月	42	60	142.9%	44	69	156.8%	

資料：県国保連合会

(2) 地域生活支援事業の実施状況

【地域生活支援事業の実施状況】

	2015 年度			2016 年度		
	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
理解促進研修・啓発事業	無	無		無	無	
自発的活動支援事業	無	無		無	無	
相談支援事業						
障がい者相談支援事業	3	3	100.0%	3	3	100.0%
基幹相談支援センター	無	無		無	無	
基幹相談支援センター等機能強化事業	無	無		無	無	
住宅入居等支援事業	無	無		無	無	
成年後見制度利用支援事業	1	1	100.0%	1	1	100.0%
成年後見制度法人後見事業	無	無		無	無	
コミュニケーション支援事業(意思疎通支援事業)						
手話通訳者・要約筆記派遣事業	840	711	84.6%	850	639	75.2%
うち手話通訳者派遣事業		653			586	
うち要約筆記者派遣事業		58			53	
手話通訳者設置数		2			2	
日常生活用具給付等事業						
介護・訓練支援用具	2	5	250.0%	2	6	300.0%
自立生活支援用具	12	8	66.7%	13	7	53.8%
在宅療養等支援用具	9	18	200.0%	10	14	140.0%
情報・意思疎通支援用具	18	19	105.6%	19	14	73.7%
排泄管理支援用具	1,650	1,562	94.7%	1,670	1,645	98.5%
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	4	4	100.0%	4	4	100.0%
手話奉仕員養成研修事業	10	2	20.0%	10	4	40.0%
移動等支援事業						
年間利用人数	575	593	103.1%	590	656	111.2%
年間延利用間数	6,325	7,192	113.7%	6,490	8,010	123.4%
地域活動支援センター事業						
実施箇所	1	0	0.0%	1	0	0.0%
実利用者数	10	0	0.0%	10	1	10.0%
訪問入浴サービス事業	2	1	50.0%	2	1	50.0%
日中一時支援事業	15	20	133.3%	15	25	166.7%
自動車運転免許取得	1	2	200.0%	1	0	0.0%
自動車改造助成	2	2	100.0%	2	1	50.0%

資料：庁内資料

(3) 障がい児向けサービスの実施状況

【障がい児向けサービスの実施状況】

	単位	2015 年度			2016 年度		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
児童発達支援	人/月	63	60	95.2%	65	71	109.2%
医療型児童発達支援	人/月	1	0	0.0%	1	0	0.0%
放課後等デイサービス	人/月	59	54	91.5%	60	60	100.0%
障がい児相談支援	人/月	24	16	66.7%	26	17	65.4%
保育所等訪問支援	人/月	5	2	40.0%	8	3	37.5%

資料：県国保連合会



第 3 章

計画の目標

1 計画の基本理念と基本目標

本計画は、「第2次橋本市障がい者計画」における、障がい福祉サービスなどの具体的な見込みと確保策を定めた計画です。

このため、本計画においても「第2次橋本市障がい者計画」が定める基本理念及び基本目標に基づき、各施策を推進するものとします。

【「第2次橋本市障がい者計画」の基本理念等】

〈基本理念〉

すべての人が、お互いを尊重し
いきいきと安心して暮らせるまち 橋本

〈基本目標〉

1. 人権を尊重し共に認め合い支え合うまちづくり

障がいの有無に関わらず、市民それぞれの個性や能力が十分に尊重され、多様な価値観を認め合える連帯の視点に立つ社会づくりが必要です。

このような認識のもと、障がいに対する正しい理解と認識を市民全体に広め、障がいのある人もない人も互いに一人ひとりの個性と人格を尊重し認め合い偏見や差別のない、共に生きるまちづくりをめざします。

2. 地域での自立生活を支援する体制づくり

障がいのある人が自己決定と自己選択に基づき、主体的にサービスを利用し、地域で自立生活を安心して送ることができるよう障がい福祉サービスの充実を図ることが必要です。

障がいのある人のニーズに応じた多様なサービスが柔軟かつ複合的に提供されるようサービスの提供基盤の充実を図るとともに、障がいのある人自身の選択による主体的な社会活動への参加、地域での自立した生活を可能にする支援体制の実現をめざします。

3. すべての人がいきいきと暮らせるまちづくり

本市では、すべての人が暮らしやすいまちづくりをめざし、ユニバーサルデザインやバリアフリーの視点に立った環境整備や、情報面のバリアフリー化の取組を進めていきます。

地域での支え合いや助け合いをはじめ、就労や社会参加への機会の提供、多様な方法による情報提供など総合的に取り組み、すべての市民が安心していきいきと暮らせるまちづくりをめざします。

2 国の基本指針

今般の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障がい福祉計画」を定めるものとされています。

基本指針で示されている計画策定の基本的な考え方は以下の通りです。

基本的な考え方

1 基本的理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成する。

- ・ 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・ 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ・ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ・ 障害児の健やかな育成のための発達支援

2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、1の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

- ・ 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ・ 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- ・ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等の推進就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進める。

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ・相談支援体制の構築
- ・地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ・発達障害者等に対する支援
- ・協議会の設置等

4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害児については、子ども・子育て支援法及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要である。

- ・地域支援体制の構築
- ・保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ・地域社会への参加・包容の推進
- ・特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ・障害児相談支援の提供体制の確保

また、計画では、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に係る目標を設定することが求められています。具体的には、

- ・福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・地域生活支援拠点等の整備
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・障がい児支援の提供体制の整備等

の5点について、障がい福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて、2020年度における成果目標を設定することとされています。

成果目標	基本指針に定める目標値
福祉施設の入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年度末における地域生活に移行する者 ・2020年度末の施設入所者数
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置
地域生活支援拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等の整備
福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年度中に一般就労に移行する者 ・就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率 ・就労定着支援事業による1年後の職場定着率
障がい児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの設置 ・保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 ・主な重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 ・保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置

3 障がい福祉計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の削減は、国の指針では2016年度（平成28年度）末の施設入所者数の2%以上削減することとなっていますが、本市では、施設入所待ちの人もいるため、2016年度（平成28年度）並の目標数値としています。

施設入所者の地域生活への移行は、国の指針では、2016年度（平成28年度）末の施設入所者数の9%以上となっています。

目標	実績値	目標値
施設入所者	62人	62人
施設入所者の削減数		0人
施設入所から地域生活へ移行		3人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、2020年度までに「圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」及び「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」が設定され、地域包括ケアシステムの連携支援体制の確保を図ることとされています。

本市では、橋本・伊都地域自立支援協議会の専門部会である精神保健ネットワーク部会において、協議の場を設置し、地域包括ケアシステムの連携支援体制の確保を図っていきます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の5つの機能が求められる地域生活支援拠点等について、2020年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することとされています。

本市では、2020年度までに、市または圏域において1か所整備を行っていきます。

目標	目標値
地域生活支援拠点等を整備	1か所

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行は、国の指針では、2016年度（平成28年度）の一般就労への移行実績の1.5倍以上にすることとされています。

就労移行支援事業の利用者数は、国の指針では、2016年度（平成28年度）末における利用者数から2割以上増加させることとされています。

就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加は、国の指針では、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上にすることとされています。

就労定着支援事業による1年後の職場定着率は、国の指針では、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上にすることとされています。

目標	実績値	目標値
福祉施設から一般就労への移行者	10人	15人
就労移行支援事業利用者数	19人	22人
就労移行支援事業所ごとの就労移行率		50%
就労定着支援事業による1年後の職場定着率		80%

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置は、国の指針では、各市町村又は市町村単独で確保が困難な場合は圏域に少なくとも1か所以上設置することとされています。

保育所等訪問支援の充実は、国の指針では、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、2020年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとされています。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保は、国の指針では、各市町村又は市町村単独で確保が困難な場合は圏域に少なくとも1か所以上確保することとされています。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置は、国の指針では、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることとされています。

目標	目標値
児童発達支援センターの設置	1か所
保育所等訪問支援の充実	1か所
主な重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置

第4章

第5期障がい福祉計画におけるサービスの必要見込量と確保のための方策

本章は、障がい者（児）福祉サービス等の方策等を記述しています。なお、障がい児福祉サービス等については、第5章（P44～P47）に方策等を記述しています。

1 障がい福祉サービス等

（1）訪問系サービス

①居宅介護

サービスの内容

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

見込量

【居宅介護のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第5期計画 見込量	利用者数/月	104	105	106
	時間分/月	2,374	2,450	2,526

②重度訪問介護

サービスの内容

重度の肢体不自由者または知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

見込量

【重度訪問介護のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第5期計画 見込量	利用者数/月	2	3	3
	時間分	65	73	80

③同行援護

サービスの内容

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む。）、移動の援護等の外出支援を行います。

見込量

【同行援護のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第5期計画 見込量	利用者数/月	18	18	18
	時間分	330	344	357

④行動援護

サービスの内容

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

見込量

【行動援護のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第5期計画 見込量	利用者数/月	1	1	1
	時間分	3	3	3

⑤重度障害者等包括支援

サービスの内容

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

見込量

【重度障害者等包括支援のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第5期計画 見込量	利用者数/月	1	1	1
	時間分	168	168	168

サービス量確保のための方策

- ・サービス提供事業者の参入を働きかけるとともに、介護保険担当課と連携しながら、介護保険制度の指定事業者等に情報提供を行い、サービス提供体制の強化を図ります。また、ヘルパーの人材確保に努め、一人ひとりのニーズに対応できる基盤整備に努めます。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

サービスの内容

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

見込量

【生活介護のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第5期計画	人/月	142	144	145
見込量	人日分	2,734	2,772	2,811

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

サービスの内容

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

見込量

【自立訓練（機能訓練）のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第5期計画	人/月	1	1	1
見込量	人日分	23	23	23

【自立訓練（生活訓練）のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第5期計画	人/月	13	13	13
見込量	人日分	147	147	147

③就労移行支援

サービスの内容

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

見込量

【就労移行支援のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第5期計画	人/月	19	20	20
見込量	人日分	341	348	348

④就労継続支援

サービスの内容

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

見込量

【就労継続支援（A型）のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第5期計画	人/月	38	39	39
見込量	人日分	746	785	785

【就労継続支援（B型）のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第5期計画	人/月	149	154	158
見込量	人日分	2,268	2,307	2,347

⑤療養介護

サービスの内容

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

見込量

【療養介護のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第5期計画 見込量	人/月	11	11	11

⑥短期入所（ショートステイ）

サービスの内容

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

見込量

【短期入所（福祉型）のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第5期計画 見込量	人/月	12	12	12
	人日分	77	77	77

【短期入所（医療型）のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第5期計画 見込量	人/月	5	6	7
	人日分	25	30	35

⑦就労定着支援

サービスの内容

就労に向けた一定の支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者につき、一定の期間にわたり、就労の継続を図るために必要な事業主、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整等を行います。

見込量

【就労定着支援のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第5期計画 見込量	人/月	3	3	5

⑧自立生活援助

サービスの内容

施設入所支援または共同生活援助を受けていた障がい者等につき、居宅における自立した生活を営む上での各般の問題について、一定の期間に渡り定期的な巡回訪問により、または随時通報を受けて、相談に応じ、必要な情報の提供や助言の援助を行います。

見込量

【自立生活援助のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第5期計画 見込量	人/月	1	1	1

サービス量確保のための方策

- ・身近な地域で必要なサービスが利用できるよう、サービスの提供体制の整備に努めます。
- ・一般就労等を希望する障がいのある人に対しては、障がい者就労・生活支援センター等を活用し、適切なサービスを利用することで、就業面及び生活面への一体的な支援を行います。
- ・就労系事業所と連携し、民間企業等への障がいのある人の雇用について、理解と協力を求め、障がいのある人の就労に向けた職場実習先の確保に努めます。
- ・一般企業等への就労を希望する人が一般就労に必要な訓練を行うことができるよう、就労移行支援の確保を図るため、関係機関への働きかけを進めます。

(3) 居住系サービス

①共同生活援助（グループホーム）

サービスの内容

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

見込量

【共同生活援助（グループホーム）のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第5期計画 見込量	人/月	48	49	51

②施設入所支援

サービスの内容

障がい者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

見込量

【施設入所支援のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第5期計画 見込量	人/月	62	62	62

サービス量確保のための方策

- ・入所・入院中の障がいのある人の地域生活を進めるにあたり、共同生活援助（グループホーム）の計画的な推進を図りつつ、地域移行の状況を把握し、サービス提供に努めます。
- ・利用者のニーズに応じた身近な地域での居住の場の確保と居住支援機能の充実には地域生活支援拠点等の整備を進める上でも必要であるため、共同生活援助（グループホーム）の整備・拡充について事業者に働きかけます。

(4) 相談支援

①計画相談支援

サービスの内容

障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行い、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

見込量

【計画相談支援のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第5期計画 見込量	人/月	72	75	77

②地域移行支援

サービスの内容

障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

見込量

【地域移行支援のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第5期計画 見込量	人/月	1	3	5

③地域定着支援

サービスの内容

居宅において単身等で生活している障がいのある人などを対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

見込量

【地域定着支援のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第5期計画 見込量	人/月	1	1	1

サービス量確保のための方策

- ・サービス利用計画の作成について周知を図るとともに、特定相談支援事業所に関する情報の提供に努めます。
- ・サービス提供事業所、医療機関、保健所、障がい者相談支援センター等と連携を図り、地域生活への移行に向けた支援体制を整備します。

2 地域生活支援事業

①理解促進研修・啓発事業

サービスの内容

地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

見込量

【理解促進研修・啓発事業のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第5期計画 見込量	理解促進研修・啓発事業	有	有	有

サービス量確保のための方策

- ・障がいのある人の暮らしにくさを解消し、共生・共助の社会づくりを推進するため、講演会等を通じて住民理解を深めるとともに、啓発活動を行います。

②自発的活動支援事業

サービスの内容

障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

見込量

【自発的活動支援事業のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第5期計画 見込量	自発的活動支援事業	有	有	有

サービス量確保のための方策

- ・引き続き支援を推進します。

③相談支援事業

サービスの内容

【障がい者相談支援事業】

障がいのある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援します。

【基幹相談支援センター】

総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。

【基幹相談支援センター等機能強化事業】

基幹相談支援センターにおいて、相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門的職員を配置すること等により、相談支援機能の強化を行います。

【住宅入居等支援事業】

一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人などに、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係部署や関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

見 込 量

【相談支援事業のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第5期計画 見込量	障がい者相談支援事業 箇所数	3	3	3
	基幹相談支援センター	無	有	有
	基幹相談支援センター等 機能強化事業	無	有	有
	住宅入居等支援事業	無	無	有

サービス量確保のための方策

- ・障がいのある人やその家族が、福祉に関するサービスや制度などに関する相談が身近に利用できるよう、障がいの特性に対応した相談支援事業を実施します。
- ・今後、総合的な相談支援強化のため、基幹相談支援センターの設置について取り組みます。
- ・基幹相談支援センター等機能強化事業及び住宅入居等支援事業については、基幹相談支援センター設置後、整備に努めます。

④成年後見制度利用支援事業

サービスの内容

障がい福祉サービスを利用しようとする精神または知的障がいのある人に、成年後見制度の利用に必要な経費のすべてまたは一部について補助を行います。

見込量

【成年後見制度利用支援事業のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第5期計画 見込量	成年後見制度利用支援 事業	1	2	2

サービス量確保のための方策

- ・継続して成年後見制度利用支援事業を行い、障がいのある人にとって必要な援助として権利擁護の取組を推進しつつ、制度の周知を図るための広報・啓発を推進します。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

サービスの内容

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

見込量

【成年後見制度法人後見支援事業のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第5期計画 見込量	成年後見制度法人後見 支援事業	無	有	有

サービス量確保のための方策

- ・事業の実施に向けて、周辺市町と連携を図ります。
- ・弁護士や司法書士等の専門職による後見だけでなく、法人後見や市民後見人等の人材育成及び活用により、それぞれのニーズに応じた効果的な後見制度の利用促進を図ります。

⑥意思疎通支援事業

サービスの内容

【手話通訳者・要約筆記者派遣事業】

聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、または聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

【手話通訳者設置事業】

聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションをとるため、手話通訳者を市役所の窓口に設置します。

見込量

【意思疎通支援事業のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第5期計画 見込量	手話通訳者派遣事業	560	560	560
	要約筆記者派遣事業	52	52	52

サービス量確保のための方策

- ・研修や講演会等に聴覚障がいのある人が参加しやすいよう、手話通訳者や要約筆記者の派遣に努めます。また、聴覚障がいのある人が安心して生活できるよう医療機関の受診や学校行事等への手話通訳者や要約筆記者の派遣に努めます。
- ・手話通訳者や要約筆記者等の確保のため、養成講習会の開催に努めます。

⑦日常生活用具給付等事業

サービスの内容

【日常生活用具給付等事業】

障がいのある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

【介護・訓練支援用具】

特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等

【自立生活支援用具】

入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等

【在宅療養等支援用具】

電気式たん吸引器、盲人用体温計等、透析液加湿器

【情報・意思疎通支援用具】

点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等

【排泄管理支援用具】

ストマ装具、紙おむつ等、収尿器

【居宅生活動作補助用具（住宅改修費）】

障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

見 込 量

【日常生活用具給付等事業のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第5期計画 見込量	介護・訓練支援用具件数	8	9	11
	自立生活支援用具件数	6	4	3
	在宅療養等支援用具件数	14	14	14
	情報・意思疎通支援用具件数	15	15	16
	排泄管理支援用具件数	1,665	1,684	1,704
	居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	4	5	5

サービス量確保のための方策

- ・利用者のニーズを把握するとともに、日常生活用具に関する情報提供の充実を図ります。
- ・障がいの状態に応じた適切な日常生活用具の給付または貸与を行い、利用の促進を図ります。

⑧手話奉仕員養成研修事業

サービスの内容

聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

見込量

【手話奉仕員養成研修事業のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第5期計画 見込量	手話奉仕員養成研修人数	5	5	5

サービス量確保のための方策

- ・聴覚に障がいのある人等が自立した生活を送れるよう、地域における交流活動等の支援者として、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

⑨移動支援事業

サービスの内容

屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。

見込量

【移動支援事業の利用状況のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第5期計画 見込量	利用人数	680	704	728
	利用時間	8,340	8,670	9,000

サービス量確保のための方策

- ・サービス提供事業者の体制の充実と、サービスの質の向上を図ります。
- ・障がい特性を理解したヘルパーの確保及びその質の向上を図るよう、サービス提供事業者への働きかけに努めます。

⑩地域活動支援センター機能強化事業

サービスの内容

障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

見込量

【地域活動支援センター機能強化事業の利用状況のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第5期計画 見込量	箇所数	1	1	1
	利用人数	10	10	10

サービス量確保のための方策

- ・障がいのある人の自立、社会参加を図るため、社会福祉法人等と協議し、支援体制の確保に努めます。

⑪訪問入浴サービス事業

サービスの内容

訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、身体障がいのある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

見込量

【訪問入浴サービス事業の利用状況のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第5期計画 見込量	人/月	2	2	2

サービス量確保のための方策

- ・広報やホームページ等を活用し広報に努めます。

⑫日中一時支援事業

サービスの内容

障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

見込量

【日中一時支援事業の利用状況のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第5期計画 見込量	人/月	30	35	40

サービス量確保のための方策

- ・事業所と連携し、引き続き事業を実施していきます。
- ・日中一時支援が必要と認められる障がいのある人の把握に努めるとともに、サービス提供事業者の参入を促進します。

第 5 章

第 1 期障がい児福祉計画におけるサービスの必要見込量と確保のための方策

2016 年（平成 28 年）5 月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、障がい児福祉計画の作成が義務付けられ、国の基本指針では、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築を図ることが重要とされています。

本章では、障がい児福祉計画における方策等を記述します。

1 障がい児福祉サービス等

①児童発達支援

サービスの内容

障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。

見込量

【児童発達支援のサービス量の見込み】

		2018 年度	2019 年度	2020 年度
第 1 期計画 見込量	利用者数/月	74	77	79

②放課後等デイサービス

サービスの内容

学校通学中の障がいのある子どもに、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある子どもの放課後等の居場所を提供します。

見込量

【放課後等デイサービスのサービス量の見込み】

		2018 年度	2019 年度	2020 年度
第 1 期計画 見込量	利用者数/月	62	64	66

③保育所等訪問支援

サービスの内容

保育所等を現在利用中の障がいのある子ども（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

見込量

【保育所等訪問支援のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第1期計画 見込量	利用者数/月	4	5	5

④医療型児童発達支援

サービスの内容

障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。

見込量

【医療型児童発達支援のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第1期計画 見込量	利用者数/月	1	1	1

⑤児童相談支援

サービスの内容

サービスを利用する子どもに、支給決定または支給決定の変更前に児童支援利用計画案を作成するとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行い、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

見込量

【児童相談支援のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第1期計画 見込量	利用者数/月	17	18	18

⑥居宅訪問型児童発達支援

サービスの内容

障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に、発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

見込量

【居宅訪問型児童発達支援のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第1期計画 見込量	利用者数/月	—	1	1
	人日分/月	—	4	4

⑦医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーターの配置人数

サービスの内容

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員を配置していきます。

見込量

【医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーターの配置人数のサービス量の見込み】

		2018年度	2019年度	2020年度
第1期計画 見込量	医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーターの配置	無	無	有

⑧障がい児の子ども・子育て支援等の定量的な目標の設定

目標の設定

【障がい児の子ども・子育て支援等定量的な目標の設定】

		2018年度	2019年度	2020年度
第1期計画 見込量	保育所	10	8	6
	認定こども園	15	17	19
	放課後児童健全育成事業	30	30	30

サービス量確保のための方策

- ・身近な地域で質の高い支援を必要とする子どもが、療育を受けられる場の整備に努めます。また、各担当課が持つ情報の共有・連携を推進することで、障がいのある子どもを療育する家庭をサポートしていきます。
- ・児童相談支援については、児童相談支援事業者と連携し、サービスの提供を進めていきます。



計画の推進体制

1 各種関係団体等との連携

障がいのある人の地域移行や就労支援などを進めるためには、行政だけではなく、住民、各種関係機関・団体や民間企業の協力が必要です。

本市においては計画の策定過程で、各分野の関係機関関係者等における「橋本市障害者施策推進協議会」で審議しており、今後も、より一層連携を強化しながら計画の推進を図ります。

また、障がいのある人が利用するサービスは市内のみでなく近隣自治体にも及ぶため、広域的な連携についても強化し、円滑にサービスを提供できる体制を整備します。

さらに、サービス利用者の状況等を踏まえ、必要に応じて国や県に対して要望や提言等を行います。

2 計画の評価・点検

計画の進捗状況については、毎年「橋本市障害者施策推進協議会」で達成状況の点検・評価を行い、必要な対策を検討します。

また、障がい福祉サービスの提供を効果的なものにしていくために、適宜、障がい福祉サービスの利用者となる障がいのある人やその家族等の生活の状況や意向を把握していく必要があります。

計画の評価・点検に当たっては、橋本市障害者施策推進協議会や障がい者団体等と協議し、計画の推進状況の確認や見直しを行い、施策に反映していきます。



資料

1 橋本市障害者施策推進協議会条例

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づき、橋本市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第3条 協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附 則(平成25年3月11日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 橋本市障害者施策推進協議会委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	所属団体等	備考
河合 馨	社会福祉法人紀之川寮 悠久の杜	会長
山本 紀子	橋本市障害児者父母の会	会長代理
三反田 多香子	和歌山県立きのかわ支援学校	
石井 美保	伊都振興局健康福祉部保健福祉課	
上野山 勲	橋本公共職業安定所	
奥野 孝	橋本市医師会	
萩野 雅洋	高野口医師会	
廣岡 慶三	橋本市区長連合会	
亀谷 忠	橋本市民生委員児童委員協議会 障害者福祉部会	
面井 幸男	橋本市身体障害者連盟 肢体部会	
喜多 晃	橋本市身体障害者連盟 視覚部会	
谷口 作男	橋本市身体障害者連盟 聴覚部会	
西野 敬之	伊都郡・橋本市精神障害者家族会希望の会 橋本支部	
上好 久子	社会福祉法人ゆたか会 リハビリ橋本	
稲葉 亜紀子	社会福祉法人筍憩会 あるぺじお	
鈴木 寛	社会福祉法人橋本福祉会 夢あじさい	
井川 紀幸	社会福祉法人椋の樹福祉会 むくのき	

第5期橋本市障がい福祉計画
第1期橋本市障がい児福祉計画

2018年3月

発行 橋本市 健康福祉部 福祉課

〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号
電 話 : 0736-33-1111(代)
F A X : 0736-32-2515